

# 第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

## 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月18日午前8時56分～午後1時45分

○ 主な審議事項〈公開・ <b>非公開</b> 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 金額審議			
【審議経過】			
労働者代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の優位性、春闘の結果、物価高による生計費への影響、企業における人材の確保・維持、岩手県の基幹産業でもあるこの鉄鋼業における労働の特殊性・危険を伴う労働・技術の蓄積を要するものであるなどの主張がなされた。			
使用者代表委員からは、原材料費の高騰による企業経営の難しさ、コロナ禍を経ても、まだコロナ前の水準に戻ってきてはいないこと、中小企業・小規模事業者の厳しい現状、ここ数年の最低賃金の上昇を受けて、非常に経営が厳しい状況になっているなどの主張がなされた。			
労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。			
労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。			
【公益委員案】			
案1「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額 908 円を 41 円引上げ 949 円（引上げ率 4.52%）とする。」			
案2「発効日を法定発効とする。」			
【結審】			
採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
案2は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
2 その他			
特になし。			